

# 大隅加工技術研究センター加工機器等トライアル 事業実施要領

## 1 趣 旨

大隅加工技術研究センター（以下「センター」という。）に、企業等が新たに開発した加工機器等を展示し、試験的操作・利用を通じ、その性能や特徴、導入効果等の情報をセンター利用者に提供するとともに、利用者の感想等を企業等に還元することにより、地域ニーズに合った機器等の開発促進に資する。

## 2 展示場所

次の施設のうち、施設本来の機能に支障がないと認める範囲とし、機器等ごとの具体的な展示場所については、企業等と個別に協議を行うものとする。

- (1) 加工開発実験施設の加工開発室及び機器室
- (2) 企画支援施設の開放検査室
- (3) その他知事が適当と認める場所

## 3 対象となる機器等

新たに開発されたか、試験・開発中である次の機器等のうち、県の選定委員会において適当と認められたものとする。

- (1) 全ての食品加工関連機器、食品品質検査関連機器等
- (2) 全ての食品加工関連器具等（たとえば、包丁、まな板、ゴム手袋、白衣、作業用靴、ゴミ袋等）
- (3) その他知事が適当と認める機器・器具等

## 4 対象となる企業等

「3」の機器等の製造、又は販売等を行っている法人格を有する企業・団体とする。

## 5 展示期間

原則として6か月以内の期間で企業等と個別に協議を行うものとする。

## 6 展示に要する経費

展示に要する費用については次のとおりとする。

- (1) 無料のもの  
出展料、機器等の試験的操作・利用に係る光熱水費（県が負担）
- (2) 機器等を出展する企業等（以下「出展企業等」という。）の負担となるもの  
機器等の運搬・設置及び撤去費、展示期間中の保守・管理費など「(1)」以外の一切の経費

## 7 展示方法

機器等の展示に当たっては、出展企業等は、次の方法によるものとする。

- (1) 試験的操作・利用が可能な展示  
展示機器等については、原則として、単なる展示だけでなく、拠点施設利用者が試験的に操作・利用できるようにするものとする。

- (2) 操作マニュアル等の備え付け等  
展示機器等の操作マニュアルを常時備え付けるとともに、特に加工機器等については、原則として、操作指導者の配置を行うものとする。
  - (3) 各機器等の性能等の揭示  
展示機器等の性能や特徴、導入効果等をパネルやパンフレット等を活用し、わかりやすく揭示するものとする。
- 8 展示許可の条件  
展示を許可するに当たっては、企業等に次の条件を課すものとする。
- (1) 使用上の制限
    - ア 機器等を展示する権利を県の承認を得ないで第三者に譲渡又は転貸してはならないこと
    - イ 展示機器等の搬入日時及び経路については、県の指示に従うこと
  - (2) 維持・管理責任
    - ア 展示機器等及び展示場所の維持・管理、清掃等の環境整備については、出展企業等が行うこと
    - イ 展示機器等の損害・盗難等の防止については、出展企業等において必要な措置を講じるとともに、損害保険等の利用についても検討すること
    - ウ 展示機器等の利用者及び見学者の安全対策には万全を期すとともに、万が一、第三者に損害を与えた場合には、出展企業等においてその補償等を行うこと。県は一切その責任を負わない。
    - エ 展示機器等の故障、問い合わせ及び苦情については、出展企業等の責任において対応するとともに、故障時等の連絡先を明示すること
  - (3) 原状回復等
    - ア 出展企業等は、展示期間が終了した場合や展示許可が取り消された場合には、速やかに原状回復すること
    - イ 出展企業等は、設置及び原状回復に要した費用、その他一切の費用について、県に対し、補償の請求をすることはできない。
- 9 出展企業等に対するセンターの支援  
出展企業等に対し、次の支援を行うものとする。
- (1) センターホームページや利用者等へのメールマガジン、広報紙等による広報の実施
  - (2) 出展企業等が展示機器等の操作研修会を開催する場合の開催場所の提供、広報の実施
  - (3) あらかじめ出展企業等が準備する利用者アンケートの回収、企業への還元
  - (4) 利用者のニーズを踏まえた機器等開発に関する共同研究の推進
- 10 出展企業の募集
- (1) 募集の実施  
本実施要領のほか、別途定める「大隅加工技術研究センター加工機器等トライアル事業募集要項」に基づき、募集を行う。

- (2) 応募書類等  
企業等が応募を行う場合は、次の書類を県に提出するものとする。
- ① 大隅加工技術研究センター加工機器等トライアル事業実施申請書（別紙様式第1号）
  - ② 展示計画書（別紙様式第2号）
  - ③ 企業等概要（企業等の概要がわかる資料。様式自由。パンフレット等で可）
  - ④ 展示機器等の概要がわかるパンフレット等

## 11 出展企業等の審査・決定

応募のあった企業等については、県の選定委員会において審査の上、出展の可否を決定する。

- (1) 審査方法  
応募書類に基づき、随時書類審査を実施する。
- (2) 審査基準  
審査基準は次のとおりとする。
  - ア 目新しさや性能・特徴等の展示効果  
展示機器等は最近開発されたもの、又は試験・開発中のものであるなど目新しさがあり、かつ、性能や特徴など展示効果が期待できるものであるか。
  - イ わかりやすい展示方法や操作説明等の工夫  
パネルやパンフレットの活用、操作指導者の配置など展示の計画が具体的で、かつ、わかりやすくなるような工夫がなされているか。
  - ウ 展示機器等の種類や数
    - ・ 展示機器等はセンターの利用者が興味を持つような種類のものであるか。
    - ・ 特に器具等は、多くの利用者が試験的に利用できる程度の数量の展示が可能か。
- (3) 審査結果の通知  
審査結果は、別紙様式第3号又は第4号により通知する。

## 12 展示期間の延長

展示機器等の展示期間の延長を希望する場合は、展示期間終了までに大隅加工技術研究センター加工機器等トライアル事業展示期間延長申請書（別紙様式第5号）を提出し、県の許可を受けるものとする。

### 附 則

この実施要領は、平成26年4月9日から実施する。  
この実施要領は、平成27年4月1日から実施する。  
この実施要領は、平成28年4月1日から実施する。